

# 千代田区地区計画の区域内における 建築物等の制限に関する条例

## (形態意匠の制限に関する概要版)

### 目的

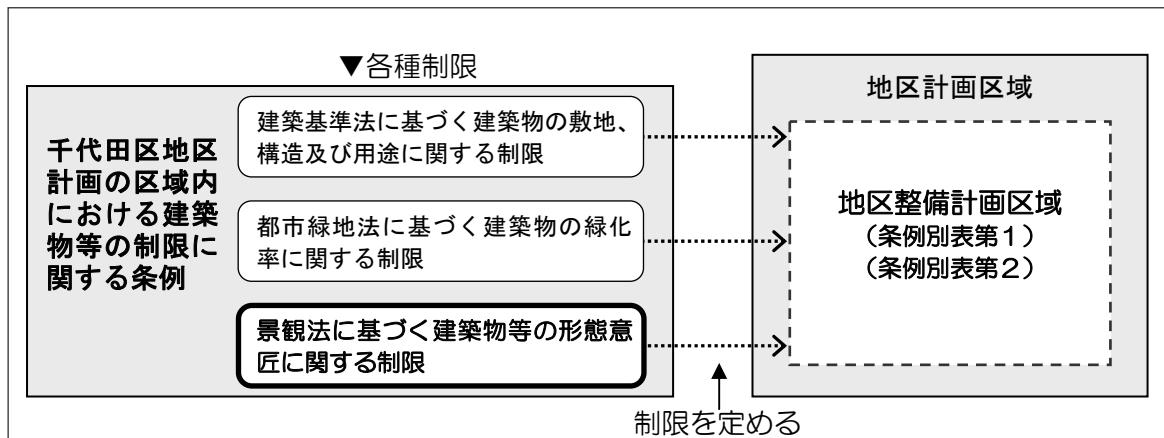
千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「条例」という。）は、地区計画の区域において、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保並びに良好な都市景観の形成を行うことを目的に、「建築物の敷地、構造、用途、緑化率及び形態意匠」並びに「工作物の形態意匠」に関する制限を定めています。

この冊子では、建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の形態意匠の制限に関する事項を中心に、計画の認定等の概要を説明します。

### 条例と地区計画

条例では、地区計画のうち、地区整備計画を定める区域において、「建築物等の形態意匠の制限」に関する規定を定めています。

具体的には、条例第14条の7から第14条の15までの各規定で、当該形態意匠の制限を含め、計画の認定等の手続きを定めています。



■条例と地区計画の関係

■太枠は、平成20年度の条例改正で追加された制限

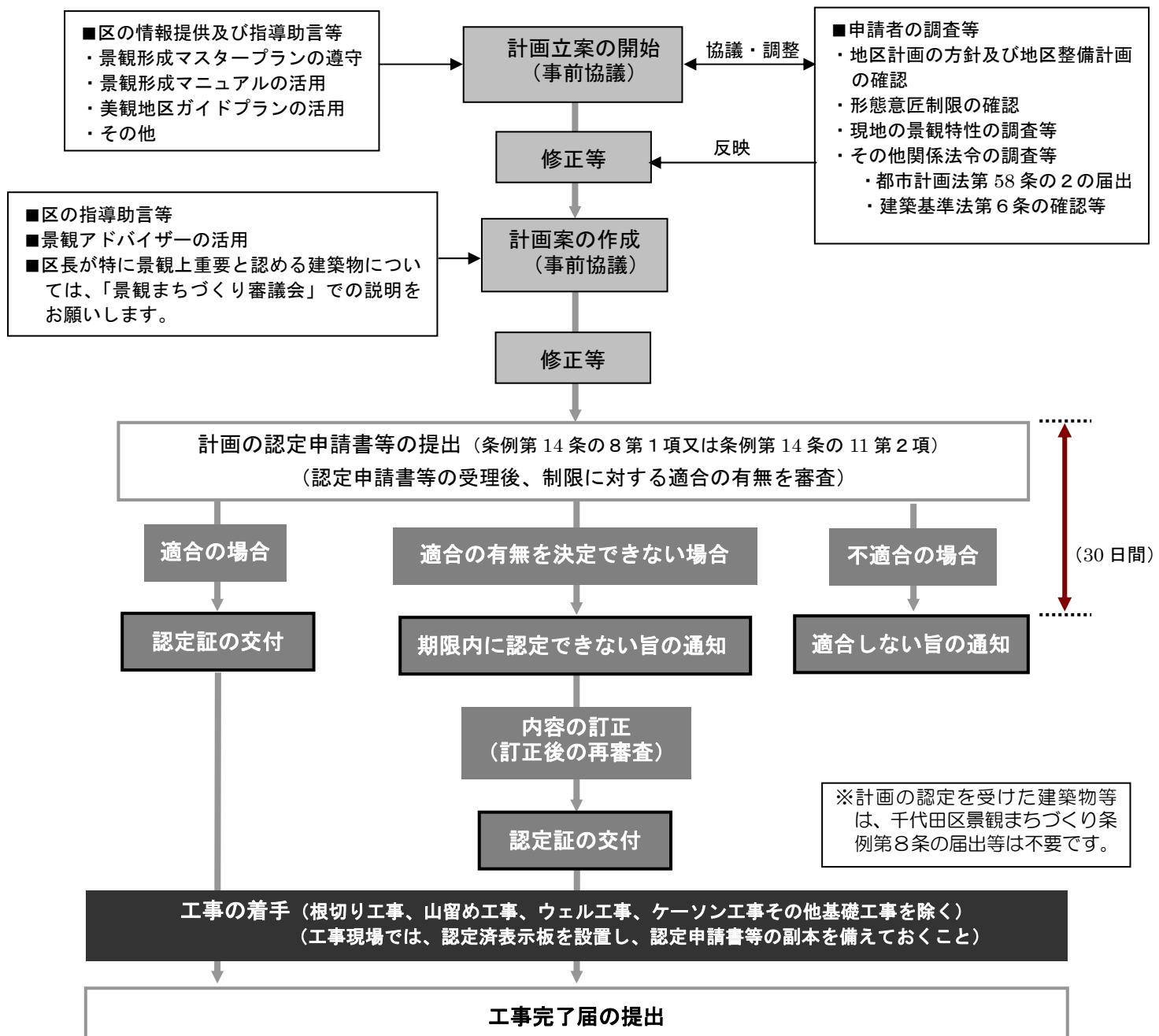
## 計画の認定申請が必要な行為

建築物等の形態意匠の制限を定める地区計画の区域内においては、次の行為をしようとする場合、あらかじめ、「計画の認定」の申請書又は通知書を区長に提出し、認定を受けなければなりません。当該認定を受けた計画を変更する場合も同様です。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## 計画の認定等の手続きフロー

計画の認定等の手続きについては、以下のとおりです。



## 適用対象

条例で「形態意匠の制限」を定める区域は、次表の地区計画において、計画地区の区分に応じて、「形態意匠の制限」が設けられている区域です。

(平成20年12月10日時点)

地区計画の名称	位 置	制限を受ける区域
神田須田町二丁目北部周辺地区地区計画	神田須田町二丁目及び 神田岩本町各地内	計画地区内のB地区 (条例別表第2参照)
麹町地区地区計画	麹町一丁目から六丁目 各地内	計画地区の全域 (条例別表第2参照)

※地区計画の内容については、詳しくは千代田区ホームページをご覧ください。

※上表の2地区の対象区域及び形態意匠の制限に関しては、5ページ及び6ページの資料1・2をご覧ください。

## 計画の認定申請の際に必要な書類

計画の認定申請の際、必要となる書類は、次表のとおりです。

	書類内容	仕 様
1	地区計画区域内の建築物等の形態意匠に係る計画の(変更) 認定申請書又は認定通知書(正本及び副本)、委任状※	第18号様式(*) 第23号様式(*)
2	地区計画区域内の建築物等計画概要書(一部(閲覧用))	第19号様式(*)
3	付近見取図(敷地の位置及び周辺状況を表す図面、住宅地図で可)	1/2500以上
4	現況写真(敷地の位置及び敷地周辺の状況を示す写真)	—
5	配置図(敷地内における建築物等の位置を表示する図面) (敷地内の舗装材や緑化等、色彩が施された図面)	縮尺1/100以上
6	建築物等の立面図 (建築物等の色彩が施された2面以上の立面図とする。 (色彩については、マンセル値(※1)で表示すること。)	縮尺1/50以上
7	建築物等の平面図及び断面図、建築物の屋上又は屋根の平面図	
8	建築物等のモンタージュ写真(完成予想図)	
9	景観計画書(景観形成の基本的な考え方を整理し、記載した書類) (形態意匠制限に適合する計画であることの検討説明書(チェックリスト))	
10	その他、区長が特に必要と認めるもの	

※代理人(設計者等)が申請等を行う場合は、委任状が必要となります。

※(\*)で示している書式は、千代田区ホームページからダウンロードすることができます。

※1 マンセル値については、4ページで詳しく説明しています。

「条例」及び「申請書類」等については、千代田区ホームページでご覧ください。

※千代田区ホームページアドレス：<http://www.city.chiyoda.lg.jp/>

# 色彩の基準(マンセル表色系)の考え方について

建築物等に関する色彩基準については、日本工業規格 Z8721 に基づき、「マンセル表色系」を使用します。マンセル表色系は、色彩に関し、「色相」、「明度」及び「彩度」の3属性の組み合わせにより、ひとつの値(マンセル値)で表示するものです。

## ■色相 (Hue)

色合いを表す尺度です。基本となる10色相を定め(※2)、さらに細かく分割するために、各色相の間をさらに10分割し、合計で100種の色相を用います。

(※2) 基本となる色相は、以下の10色相です

[ 赤 (R) ・ 黄赤 (YR) ・ 黄 (Y) ・ 黄緑 (GY) ・ 緑 (G)  
青緑 (BG) ・ 青 (B) ・ 青紫 (PB) ・ 紫 (P) ・ 赤紫 (RP) ]

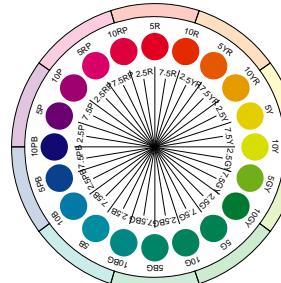
## ■明度 (Value)

色の明るさを示す尺度です。黒を0、白を10とし、その間を10分割し、明るさを段階的に示します。

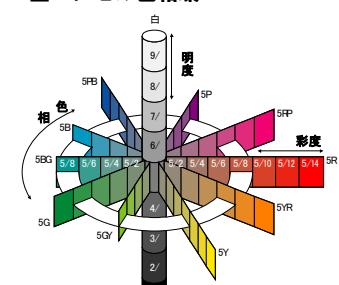
(右図の縦軸方向)

## ■彩度 (Chroma)

色の鮮やかさを示す尺度です。鮮やかな色彩ほど値は高くなります。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は、色相によって異なります。(右図の横軸方向)



■マンセル色相環



■マンセル色立体の構造

**マンセル値:**色彩の値は、色相、明度、

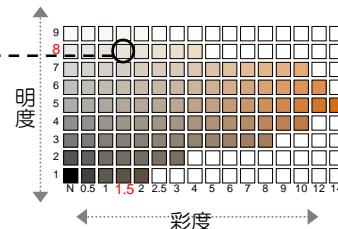
■マンセル値を用いた色彩の表記例

彩度の3つの属性を組み合わせた、  
マンセル値によって表記します。

右の例の色彩は、10YRの色相に  
属し、明度が8.0、彩度が1.5である  
ため「10YR8.0/1.5」と表記し、  
「10 ワイアール、8.0 の 1.5」と  
読みます。

色相 : 10YR、明度 : 8.0、彩度 1.5 の色彩の場合

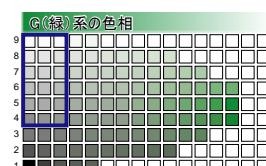
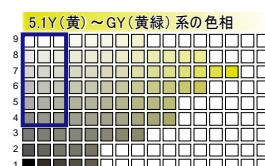
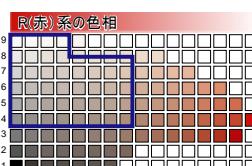
10YR    8.0 / 1.5  
-----  
色相 明度 彩度



## 【参考：神田須田町二丁目周辺地区における色彩基準】

神田須田町二丁目北部周辺地区地区計画においては、神田川沿いの建築物に関して、右の表の色彩基準を定めています。建築物の外壁等の色彩は、下図□内のものを使用することになります。

色相	明度	彩度
OR~4.9YR	4~8.5のとき	4以下とする
	8.5以上のとき	1.5以下とする
5YR~5Y	4~8.5のとき	4以下とする
	8.5以上のとき	2以下とする
上記以外の色相	4以上のとき	1以下とする



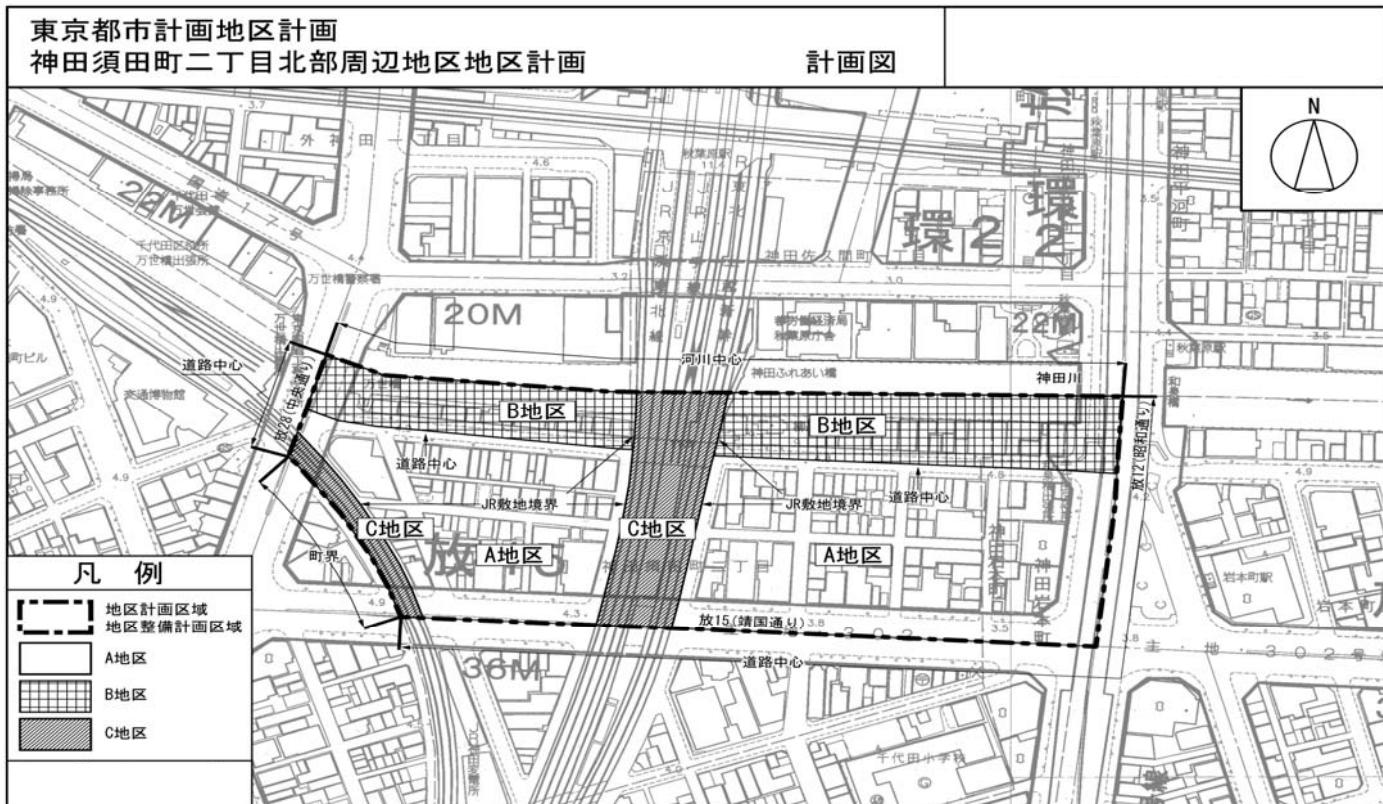
■神田須田町二丁目周辺地区における色彩基準カラーチャート (上図はパソコン上の色表現のため、実際のマンセル値とは異なります。)

問合わせ先 千代田区まちづくり推進部景観・都市計画課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1 TEL.03-3264-2111(代表)

## 資料1 神田須田町二丁目北部周辺地区地区整備計画

### (1) 地区計画の区域

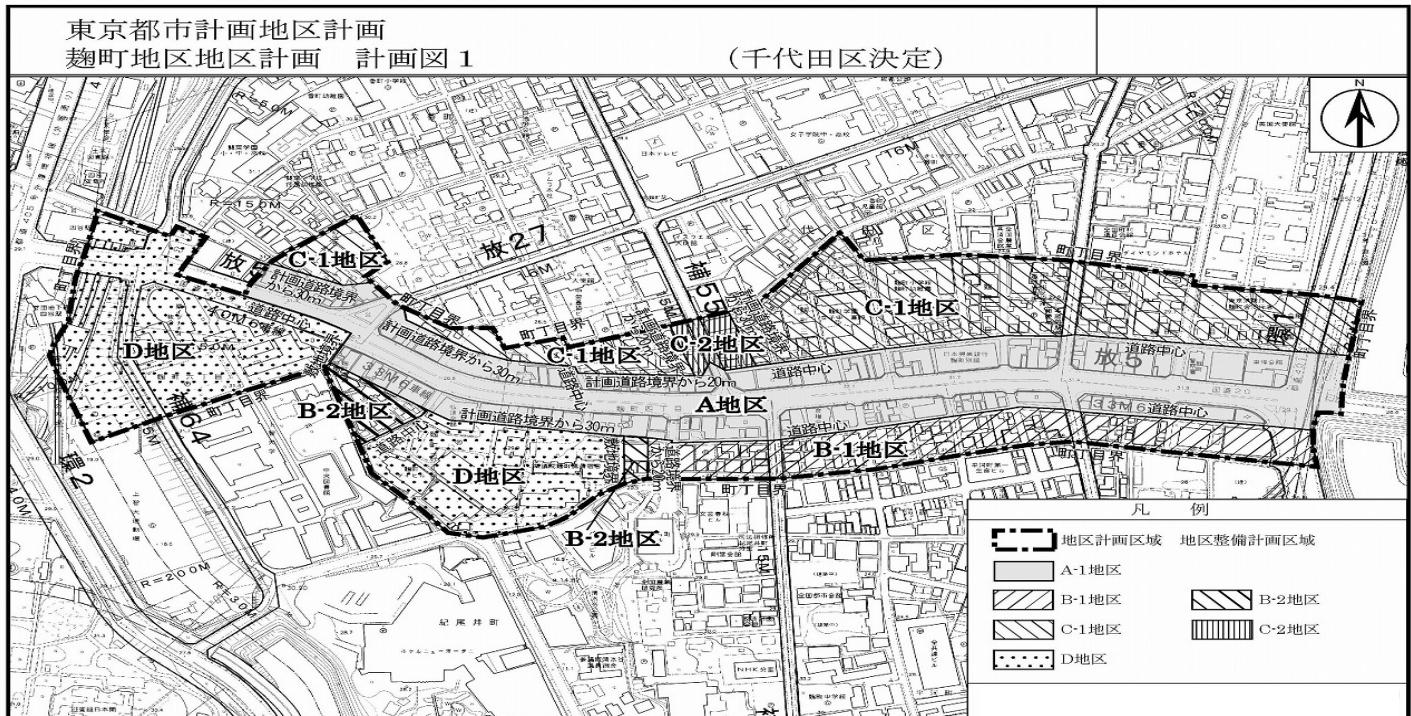


### (2) 建築物等の形態意匠の制限区域

計画地区	A 地区	B 地区	C 地区
(ぬ) 建築物等の形 態又は意匠の 制限		<p>1 建築物にあっては、良好な景観を形成するため、その形態及び意匠並びに外観の色彩は、神田川や周辺景観と調和した落ち着きと潤いのあるものとしなければならない。</p> <p>2 高さ 10 メートル以上の建築物の外壁等の外観の色彩については、外壁各面の5分の4以上の面積を、次の各号に掲げる範囲内の色彩（日本工業規格Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）で示すものとする。）を使用しなければならない。</p> <p>(1) 色相がOR（赤）から4.9YR（黄赤）において、明度4以上8.5未満の場合は彩度4以下、明度8.5以上の場合は彩度1.5以下の色彩</p> <p>(2) 色相が5YR（黄赤）から5Y（黄）において、明度4以上8.5未満の場合は彩度4以下、明度8.5以上の場合は彩度2以下の色彩</p> <p>(3) 前2号以外の色相において、明度4以上の場合は彩度1以下の色彩</p> <p>3 建築物の屋上に設置する目隠し、広告塔等の工作物にあっては、良好な景観を形成するため、その形態及び意匠は、神田川や周辺景観に配慮したものとし、当該工作物の色彩は、設置する建築物の外観の色彩と調和したものとしなければならない。</p>	

## 資料2 鮎町地区地区整備計画

### (1) 地区計画の区域



## (2) 建築物等の形態意匠の制限区域

計画地区		A 地区	B-1 地区	B-2地区	C-1 地区	C-2地区	D 地区	
(ぬ)	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物にあっては、良好な景観を形成するため、その形態及び意匠並びに外観の色彩は、計画地区内のまち並みの特徴並びに濠及び公園等の周辺景観と調和を図らなければならない。	2 高さ 45 メートルを超える建築物の外壁等の外観の色彩については、第 1 号から第 3 号までに掲げる範囲内の色彩（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値（マンセル値）で示すものとする。）を使用しなければならない。ただし、建築物の外壁各面について、当該外壁各面の 5 分の 1 以下の面積までは、第 4 号から第 6 号までに掲げる範囲内の色彩を使用することができる。  (1) 色相が OR (赤) から 4.9YR (黄赤) において、明度 4 以上 8.5 未満の場合は彩度 4 以下、明度 8.5 以上の場合は彩度 1.5 以下の色彩 (2) 色相が 5YR (黄赤) から 5Y (黄) において、明度 4 以上 8.5 未満の場合は彩度 6 以下、明度 8.5 以上の場合は彩度 2 以下の色彩 (3) 前 2 号に規定する色相以外の色相において、明度 4 以上 8.5 未満の場合は彩度 2 以下、明度 8.5 以上の場合は彩度 1 以下の色彩 (4) 色相が OR (赤) から 4.9YR (黄赤) において、彩度 4 以下の色彩 (5) 色相が 5YR (黄赤) から 5Y (黄) において、彩度 6 以下の色彩 (6) 前 2 号に規定する色相以外の色相において、彩度 2 以下の色彩  3 前項の規定にかかわらず、建築物の高さ 10 メートル以下の部分に限り、当該外壁各面の 20 分の 1 以下の面積までは、同項各号に掲げる範囲内の色彩以外の色彩を使用することができる。  4 建築物の屋上に設置する自隠し等の工作物にあっては、良好な景観を形成するため、その形態及び意匠は、周辺景観に配慮するものとし、建築物の高さの最高限度に 4 メートルを加えた線を超えて設置してはならない。また、当該工作物の色彩は、設置する建築物の外観の色彩と調和したものとしなければならない。  5 建築物の建築設備にあっては、配管類及び室外機並びに屋上等に設置をする機器及び設備等は、良好な景観の形成に支障が生じないよう、自隠し等を設置し、外観で目立たなくするなどの配慮を行う。					

## 【参考】

### 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項及び景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域内において、建築物の敷地、構造、用途、緑化率及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保並びに良好な都市景観の形成を行うことを目的とする。

##### （適用区域）

第2条 この条例の規定は、別表第1に掲げる都市計画法第12条の5第7項に規定する地区整備計画の定められている区域に適用する。

##### （計画地区の区分）

第3条 この条例において地区計画の区域内における地区（以下「計画地区」という。）の区分は、当該地区計画に定めるところによる。

#### 第2章の3 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

##### （建築物等の形態意匠の制限）

第14条の7 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の形態意匠は、計画地区的区分に応じ、別表第2（ぬ）項に掲げる制限に適合するものでなくてはならない。

##### （計画の認定）

第14条の8 計画地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その計画が前条の規定に適合するものであることについて、千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、認定の申請書を提出して区長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 2 区長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、第1項各号の建築物の建築等及び工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。）は、することができない。

##### （違反建築物等に対する措置）

第14条の9 区長は、第14条の7の規定に違反した建築物等があるときは、建築物の建築等又は工作物の建設等をする者（以下「工事主」という。）、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 区長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、区長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行なるべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、区長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なるべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

##### （違反建築物等の設計者等に対する措置）

第14条の10 区長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事監理者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例）

第14条の11 国又は地方公共団体の建築物等について  
は、第14条の8から前条までの規定は適用せず、次  
項から第5項までに定めるところによる。

2 計画地区内において、建築物の建築等又は工作物  
の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共  
団体（以下「国の機関等」という。）である場合に  
おいては、当該国の機関等は、当該工事に着手する  
前に、規則で定めるところにより、その計画を区長  
に通知しなければならない。次項の認定を受けた建  
築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

3 区長は、前項の通知を受けた場合においては、当  
該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る  
建築物等の計画が第14条の7の規定に適合するかどう  
かを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に  
適合するものと認めたときは、当該通知をした国  
の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合  
しないものと認めたとき、又は当該規定に適合する  
かどうかを決定することができない正当な理由がある  
ときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当  
該通知をした国の機関等に対して交付しなければ  
ならない。

4 第2項の通知に係る建築物の建築等又は工作物の  
建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工  
事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後で  
なければ、することができない。

5 区長は、国又は地方公共団体の建築物等が第14条  
の7の規定に違反すると認める場合においては、直  
ちに、その旨を当該建築物等を管理する国  
の機関等に通知し、第14条の9第1項に規定する必要な措  
置をとるべきことを要請しなければならない。

（工事現場における認定の表示等）

第14条の12 計画地区内の建築物の建築等又は工作物  
の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やす  
い場所に、規則で定めるところにより、工事主、設計者、  
工事施工者（建築物等に関する工事の請負人  
又は請負契約によらないで自らその工事をする者を  
いう。以下この章において同じ。）及び工事の現場  
管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画に  
ついて第14条の8第2項又は前条第3項の規定によ  
る認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 計画地区内の建築物の建築等又は工作物の建設等  
の工事の施工者は、当該工事に係る第14条の8第2  
項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の  
写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。  
（適用の除外）

第14条の13 第14条の7から前条までの規定は、景観  
法施行令（平成16年政令第398号）第11条各号及び次  
に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命  
令の規定で建築物等又はこれらの部分の形態意匠に  
係るものに基づく当該建築物等又はこれらの部分の  
形態意匠については、適用しない。

（1）道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項  
（2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4  
項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

2 第14条の7から前条までの規定は、次に掲げる建  
築物等又はその部分については、適用しない。

（1）景観法第19条第1項の規定により景観重要建造  
物として指定された建築物等  
（2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に  
より国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又  
は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定  
された建築物等

（3）前2号に掲げる建築物等であったものの原形を  
再現する建築物等で、区長がその原形の再現が必要  
であると認めたものその他規則で定めるもの

3 第14条の7の規定の施行若しくは適用の日において、現に存する建築物等又は現に建築等の工事中の  
建築物若しくは建設等の工事中の工作物が、同条の  
規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない  
部分を有する場合においては、当該建築物等又はそ  
の部分に対しては、同条から前条までの規定は、適  
用しない。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建  
築物等又はその部分に対しては、適用しない。

（1）改正条例による改正前の第14条の7の規定に違  
反している建築物等又はその部分

（2）第14条の7の規定の施行若しくは適用の日の後  
に、増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等

（3）第14条の7の規定の施行若しくは適用の日の後  
に、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替  
又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工  
事に係る部分

（報告及び立入検査）

第14条の14 区長は、この章の規定の施行に必要な限  
度において、規則で定めるところにより、建築物等  
の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、  
工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建  
築等又は工作物の建設等に関する工事の計画若しく  
は施工の状況に關し報告させ、又はその職員に、建  
築物等の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物  
等、建築材料その他建築物等に関する工事に關係が  
ある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身  
分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ  
ならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査  
のために認められたものと解釈してはならない。

（景観まちづくり審議会の意見聴取）

第14条の15 区長は、この章の規定の適用にあたり、  
景観形成上、特に必要と認める場合は、あらかじめ、  
千代田区景観まちづくり条例（平成10年千代田区條  
例第17号）に基づき設置された千代田区景観まちづ  
くり審議会の意見を聞くことができる。

# 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則（抜粋）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成7年千代田区条例第29号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第1条の2 この規則による用語の意義は、条例における用語の例による。

## 第4章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

### （計画の認定）

第20条 条例第14条の8第1項の規定による区長の認定（第22条において「計画認定」という。）を受けようとする者は、認定申請書（第18号様式）に次の各号に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに建築等計画概要書（第19号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、建築物の建築等又は工作物の建設等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の規模に応じて、区長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 建築物の敷地又は工作物の存する土地（以下「敷地等」という。）の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示したものに限る。）で縮尺2,500分の1以上のもの
  - (2) 当該敷地等及びその周辺の状況を示す写真
  - (3) 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面（申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地等の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺100分の1以上のもの
  - (4) 建築物等の彩色が施された2面以上の立面図（彩色については、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）で表示したものに限る。）で縮尺50分の1以上のもの
  - (5) 次に掲げる図書等
    - ア 建築物等の断面図
    - イ 建築物の屋上又は屋根の平面図
    - ウ 建築物等のモンタージュ写真（完成予想図）
    - エ 条例第14条の7に規定する制限に関する景観形成の考え方を記載した書類（景観計画書）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
- 2 区長は、前項各号に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができる。
- 3 区長は、第1項の規定による申請に係る建築物等の計画が条例第14条の7の規定に適合するものと認めたときは、認定証（第20号様式）を交付し、適合しないものと認めたときは、適合しない旨の通知書（第21号様式）を交付する。
- 4 区長は、前項の計画が条例第14条の7の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第14条の8第2項の期間内に、認定できない旨

の通知書（第22号様式）を交付する。

5 前各項の規定は、認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

### （国の機関等の建築物等の計画に対する認定）

第21条 国の機関等は、条例第14条の11第2項の規定により通知をしようとするときは、計画の通知書（第23号様式）に前条第1項各号に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに建築等計画概要書を区長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

3 区長は、第1項の規定による通知に係る建築物等の計画が条例第14条の7の規定に適合するものと認めたときは、認定証（第24号様式）を交付し、適合しないものと認めたときは、適合しない旨の通知書（第25号様式）を交付する。

4 区長は、前項の計画が条例第14条の7の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第14条の11第3項の期間内に、認定できない旨の通知書を交付する。

5 前各項の規定は、認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

### （認定の申請及び通知前の協議）

第22条 計画認定を受けようとする者は、あらかじめ当該認定の申請前に、建築物等の計画内容について区と協議をしなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

2 前項の協議をするにあたっては、第20条第1項各号に掲げる図書に準じ、作成できる範囲内の図書に基づいて協議を行うものとし、区は、景観形成に関する情報提供及び指導助言等を行うものとする。

3 前2項の規定は、国の機関等が条例第14条の11第2項の規定により通知をする場合において準用する。

### （行為着手の制限の例外となる工事）

第23条 条例第14条の8第4項及び条例第14条の11第4項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

### （是正命令等）

第24条 区長は、条例第14条の9第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとることを命令する場合は、是正命令書（第26号様式）により行うものとする。

2 建築物等の工事主又は所有者等は、前項のは正命令書に基づき必要な措置を行ったときは、その結果について、是正報告書（第27号様式）の正本及び副本に必要な図書を添付して、速やかに区長に提出しなければならない。

3 条例第14条の9第2項の規則で定める方法は、千代田区広報紙への掲載とする。

### （違反建築物等に係る通知）

第25条 条例第14条の10の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 処分に係る建築物等の概要
- (2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 処分をするまでの経緯及び処分後に区長が講じ

た措置

- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項  
2 条例第14条の10の規定による通知は、文書に、処分の内容を記載した書面を添付して行うものとする。  
(工事現場における認定の表示)

第26条 条例第14条の12第1項の規定による工事現場での認定済みの表示は、認定済表示板（第28号様式）の設置により行うものとする。

(適用の除外)

第27条 条例第14条の13第2項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定された建築物等  
(2) 千代田区文化財保護条例（昭和58年千代田区条例第26号）第7条第1項の規定により千代田区指定文化財に指定された建築物等  
(3) 東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第22条第1項の規定により東京都選定歴史的建造物として選定された建築物等  
(4) 千代田区景観まちづくり条例（平成10年千代田区条例第17号）第23条第1項の規定により景観まちづくり重要物件として指定された建築物等  
(5) 地下に設ける建築物等又はその部分  
(6) 景観形成上支障がないと認められる仮設の建築物等  
(7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う建築物等又はその部分  
(8) 通常の管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為を行う建築物等又はその部分  
(9) 非常災害のための応急措置として行う建築物等又はその部分  
(10) 別表第2（ぬ）項に掲げる制限の適用対象となる建築物等又はその部分  
(11) 条例第14条の7の規定による建築物等の形態意匠の制限を受ける計画地区の区域内において、当該区域の景観形成に資するものと区長が認めた建築物等又はその部分

(報告及び立入検査)

第28条 区長は、条例第14条の14の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、当該建築物等につき、その建築等又は建設等に関する工事のうち屋根、外壁、門、堀その他屋外に面する部分に係るものとの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 区長は、条例第14条の14の規定により、その職員に、建築物等の敷地等若しくは工事現場に立ち入り、当該建築物等の屋根、外壁、門、堀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

3 条例第14条の14第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第29号様式）とする。

(工事主等の変更等)

第29条 条例第14条の8第2項又は条例第14条の11第3項の規定により認定を受けた建築物等の計画（以下「認定建築物等計画」という。）に係る工事が完了する前に、工事主、工事監理者又は工事施工者を変更し、又は決定したときは、速やかに工事主等変更（決定）届（第30号様式）の正本及び副本に、認定証の写しを添えて、区長に提出しなければならぬ

い。

(認定申請書等の取下げ)

第30条 第20条第1項の規定により認定申請書を提出した者又は第21条第1項の規定により計画の通知書を提出した国の機関等は、区長が認定をする前に当該申請又は通知を取り下げようとするときは、認定申請・計画通知取下げ届（第31号様式）の正本及び副本を区長に提出しなければならない。

(工事の取りやめ)

第31条 認定建築物等計画に係る工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（第32号様式）の正本及び副本に、認定証を添えて、区長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第32条 区長は、認定建築物等計画が虚偽の申請又は通知その他不正な行為によるものであることが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

(工事完了届の提出)

第33条 認定建築物等計画に係る工事が完了したときは、工事完了届（第33号様式）の正本及び副本を区長に提出しなければならない。

(建築等計画概要書等の閲覧場所等)

第34条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条第1項に規定する書類は、認定建築物等計画に係る建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書（第34号様式）（以下これらを「概要書」という。）とする。

- 2 概要書の閲覧場所は、千代田区役所の景観担当部署とする。  
3 概要書の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く。）  
4 区長は、概要書の整理その他やむを得ない理由により必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

(閲覧の手続)

第35条 概要書の閲覧をしようとする者は、建築等計画概要書等の閲覧票（第35号様式）に必要事項を記入し、区長に提出しなければならない。

- 2 概要書は、閲覧場所から持ち出すことができない。  
(閲覧の禁止)

第36条 区長は、次のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止することができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者  
(2) 概要書を汚損、損傷若しくは紛失し、又はそのおそれがあると認められる者  
(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者  
(4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物等を特定しない者

(千代田区景観まちづくり条例との関係)

第37条 認定建築物等計画に係る建築物等については、あわせて千代田区景観まちづくり条例第8条の規定による届出又は通知が必要となる場合であっても、同条の規定は適用しない。